

令和4年3月2日
在デンマーク日本国大使館

デンマークの変異株流行国の指定解除
ワクチン3回目接種で自宅待機なし（3月3日以降）
（新型コロナウイルス関連情報）

【ポイント】

- 3月2日、デンマークは「水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域」の指定から解除されました。主に以下の点が適用されます
- 3月3日以降、デンマークから日本に渡航する場合、原則、入国後7日間の待機が求められますが、ワクチン3回目追加接種者で有効なワクチン接種証明書をお持ちの方は、日本入国時の検査で陰性であれば、待機は求められません。
- ワクチン3回目追加未接種者は、これまではじめの3日間は検疫所が指定する施設での待機でしたが、自宅等での待機となり、3日目に受ける検査が陰性であればその後の待機を解除できます。
- 接種年齢要件で追加接種（3回目接種）を受けられない子どもは、有効な接種証明書を持つ保護者が同伴し行動管理を行っている場合は、保護者と同様の待機期間の短縮が認められます。
- 3月3日以降も、①出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書の提示、②誓約書の提出、③スマートフォンの携行と必要なアプリの登録、④質問票の提出は求められます。
- 詳細は水際対策に係るよくある質問（Q&A）をご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000907573.pdf>

1 デンマークの変異株流行国の指定解除

3月2日、日本政府は、「水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域」からデンマークの指定を解除しました。

（外務省HP）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2022C022.html

これに伴い本年3月3日以降、デンマークから日本に入国する場合は、原則、入国後7日間の自宅等での待機が求められますが、ワクチン3回目接種の有無により以下の点が適用されます。

- （1）ワクチン3回目追加接種者で有効なワクチン接種証明書をお持ちの場合
- 入国時の検査が陰性であれば、自宅等での待機は求められません。

○接種年齢要件で追加接種（３回目接種）を受けられない子どもは、原則、追加接種による待機期間の短縮は認められませんが、有効な接種証明書を持つ保護者が同伴し行動管理を行っている場合は、保護者と同様の待機期間の短縮が認められます。

○デンマーク政府が発行するワクチン接種証明書は有効とされますが、詳細は冒頭のQ&Aにてご確認ください。

（２）ワクチン３回目追加未接種者

○入国時の検査が陰性であれば、７日間の自宅等での待機が求められます。その後、３日目に受ける検査が陰性であればその後の待機を解除できます。

○３日目の検査を受けない場合は、７日間待機となります。

○入国後２４時間以内に自宅等待機のために自宅等まで移動する場合に限り、自宅等待機期間中であっても公共交通機関の使用が可能となります。

なお、ワクチン接種・未接種に関わらず、①出国前７２時間以内に受けた検査の陰性証明書の提示、②誓約書の提出、③スマートフォンの携行と必要なアプリの登録、④質問票の提出は求められますのでご注意ください。

水際対策に係る詳細は下記サイトにてご確認ください。

（水際対策に係る新たな措置（２７））

<https://www.mhlw.go.jp/content/000901651.pdf>

（厚生労働省HP（日本に入国する際に必要となるものを網羅））

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

２ 感染者数

３月２日（水）１４時発表のデンマークの１日あたりの新規感染者数等の詳細は以下のとおりです。引き続き感染防止に十分ご注意ください。

（出典：デンマーク国立血清学研究所、フェロー諸島自治政府、グリーンランド自治政府の最新発表）<https://covid19.ssi.dk/overvagningsdata>

●デンマーク

感染者数：２，８０３，８５７名（前日比＋２０，４５８名）

死亡者：４，６８７名（前日比＋３８名）

入院者：１，６６６名（集中治療室４２名）

●フェロー諸島

感染者数：３４，２３７名（死亡者２８名）

●グリーンランド

死亡者１８名、入院者７名

(問い合わせ窓口)

- 厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）
日本国内から：0120-565-653
海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）
- 出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）
電話：（代表）03-3580-4111（内線 4446、4447）

<日本帰国・入国者への検査証明確認の厳格化（2021年4月19日から実施）>

日本人の帰国者を含む全ての日本への入国者に対しては、すでに事前の出国前検査証明を求められているところですが、昨年4月19日より検疫における検査証明の確認が一層厳格化されています。出国時の搭乗手続や本邦入国時の検疫において、検査証明の有効性をめぐり、搭乗拒否や乗継地での足止め、また入国後の停留期間の延長など様々な混乱が生じています。

下記リンク先にて、厚生労働省が定める検査方法及び検査証明書記載内容などをご確認の上、原則として厚生労働省所定のフォーマットを使用願います。

（厚生労働省の検査証明書フォーマット）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

（検査証明への記入サービスを行う当地医療機関等・当館 HP）

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-covid19.html#nihon_3

※同医療機関は一例です。検査・記入サービスの利用料金等は病院ごとに異なります。

（「検査証明書の確認について（本邦渡航予定者 Q&A）」・当館 HP）

<https://www.dk.emb-japan.go.jp/files/100178984.pdf>

<デンマークの入国制限>

○デンマークの現在の入国制限に関しては、デンマーク・コロナポータルサイト及び当館HP等でご確認ください。

（デンマーク・コロナポータルサイト：デンマーク語）

<https://coronasmitte.dk/>

（同：英語）

<https://en.coronasmitte.dk>

（在デンマーク日本国大使館HP）

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-covid19.html#denmarku_2

○現在、日本外務省はデンマークに対して感染症危険情報「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」を発出しています。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_164.html#ad-image-0

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/covid19_qa_kanrenkigyoku_00001.html#Q1

<当館からのお願い>

●現在、当館では感染症予防対策の一環として、領事待合室に1度に入室できる方の数を1組ごとに制限しております。係員が順番にご案内いたしますので、それまでロビーでお待ちいただく場合があります。

●在留届を提出されている方で、日本に帰国（一時帰国を除く）された方は、「帰国者全員の氏名、帰国日」をご記入の上、当館領事班
ryoji.han@ch.mofa.go.jp までメールでお知らせください。
詳しくは下記当館ホームページをご確認ください。

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-zairyu.html

【連絡先】

在デンマーク日本国大使館領事班

電話：3311-3344

（閉館時はまず緊急電話対応業者につながります）

メールアドレス：ryoji.han@ch.mofa.go.jp

●在留届（3か月以上滞在される方）／「たびレジ」（3か月未満の渡航の方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

●スマートフォン用 海外安全アプリ

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

◎「たびレジ」簡易登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

◎在留届を提出されている方は、記載事項変更（転居等による住所変更・携帯電話番号や e-mail アドレスの変更等）、または帰国・転出等があればお知らせください。